

令和 4 年

第 1 回東京都議会定例会議案(1)

令和 4 年 2 月

東京都



古紙/バLP配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

目 次

		頁
第 1 号議案	令和 4 年度東京都一般会計予算	3
第 2 号議案	令和 4 年度東京都特別区財政調整会計予算	35
第 3 号議案	令和 4 年度東京都地方消費税清算会計予算	41
第 4 号議案	令和 4 年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算	47
第 5 号議案	令和 4 年度東京都国民健康保険事業会計予算	53
第 6 号議案	令和 4 年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算	59
第 7 号議案	令和 4 年度東京都心身障害者扶養年金会計予算	65
第 8 号議案	令和 4 年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算	71
第 9 号議案	令和 4 年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算	79
第10号議案	令和 4 年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算	85
第11号議案	令和 4 年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算	91
第12号議案	令和 4 年度東京都と場会計予算	97
第13号議案	令和 4 年度東京都都営住宅等事業会計予算	105
第14号議案	令和 4 年度東京都都営住宅等保証金会計予算	115
第15号議案	令和 4 年度東京都都市開発資金会計予算	121
第16号議案	令和 4 年度東京都用地会計予算	127
第17号議案	令和 4 年度東京都公債費会計予算	135
第18号議案	令和 4 年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算	143
第19号議案	令和 4 年度東京都病院会計予算	151
第20号議案	令和 4 年度東京都中央卸売市場会計予算	157

	頁
第21号議案 令和4年度東京都都市再開発事業会計予算	163
第22号議案 令和4年度東京都臨海地域開発事業会計予算	167
第23号議案 令和4年度東京都港湾事業会計予算	173
第24号議案 令和4年度東京都交通事業会計予算	179
第25号議案 令和4年度東京都高速電車事業会計予算	187
第26号議案 令和4年度東京都電気事業会計予算	193
第27号議案 令和4年度東京都水道事業会計予算	197
第28号議案 令和4年度東京都工業用水道事業会計予算	203
第29号議案 令和4年度東京都下水道事業会計予算	207

第 1 号 議 案

令和 4 年度東京都一般会計予算

目 次

	頁
予算総則	7
第1号 歳入歳出予算	8
歳入	8
歳出	12
第2号 繰越明許費	18
第3号の1 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）	22
第3号の2 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）	32
第4号 都債	33

令和4年度東京都一般会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,801,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号の1債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)」による。

2 前項のほか、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号の2債務負担行為(損失補償及び保証契約等)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は350,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

8

科 目		金 額
款	項	
01 都税		5,630,771,320
	01 都民税	1,708,430,118
	02 事業税	1,275,866,170
	03 繰入地方消費税	656,722,000
	04 不動産取得税	79,247,908
	05 都たばこ税	16,254,470
	06 ゴルフ場利用税	654,277
	07 軽油引取税	35,786,000
	08 自動車税	115,058,542
	09 鉦区税	2,121
	10 固定資産税	1,364,866,213
	11 特別土地保有税	10,000
	12 狩猟税	4,181
	13 事業所税	113,580,759
	14 都市計画税	263,466,773
	15 宿泊税	821,687
	16 旧法による税	101
02 地方譲与税		49,226,668

	01 地方道路譲与税	14
	02 石油ガス譲与税	142,992
	03 特別とん譲与税	208,000
	04 航空機燃料譲与税	124,080
	05 地方揮発油譲与税	1,772,045
	06 森林環境譲与税	216,000
	07 自動車重量譲与税	1,027,985
	08 特別法人事業譲与税	45,735,552
03 助成交付金		36,225
	01 国有提供施設等所在市町村助成交付金	36,225
04 地方特例交付金		7,659,452
	01 地方特例交付金	7,656,452
	02 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,000
05 特別交付金		3,093,032
	01 交通安全対策特別交付金	3,093,032
06 分担金及負担金		20,736,267
	01 負担金	20,736,267
07 使用料及手数料		85,561,034
	01 使用料	63,695,024
	02 手数料	21,866,010

科 目		金 額
款	項	
08 国庫支出金		742,187,121
	01 国庫負担金	218,695,031
	02 国庫補助金	509,238,106
	03 委託金	14,253,984
09 財産収入		43,855,725
	01 財産運用収入	22,624,353
	02 財産売却収入	21,231,372
10 寄附金		61,000
	01 寄附金	61,000
11 繰入金		567,250,117
	01 特別会計繰入金	7,500,246
	02 公営企業会計繰入金	4,352,538
	03 基金繰入金	555,397,333
12 諸収入		355,993,039
	01 延滞金及加算金	7,210,340
	02 都預金利子	7,000
	03 貸付金元利収入	148,489,144
	04 受託事業収入	68,329,948

歳出

(単位 千円) 12

科 目		金 額
款	項	
01 議会費		6,057,000
	01 都議会費	6,057,000
02 総務費		234,806,000
	01 総務管理費	27,460,006
	02 政策企画費	18,334,000
	03 子供政策連携費	1,050,000
	04 デジタルサービス費	31,385,000
	05 区市町村振興費	107,187,749
	06 選挙費	6,541,000
	07 防災管理費	13,633,386
	08 統計費	1,717,095
	09 会計管理費	3,223,000
	10 人事委員会費	1,037,000
	11 監査委員費	1,021,000
	12 建築保全費	9,498,000
	13 退職手当及年金費	12,718,764
03 徴税費		76,225,000
	01 徴税管理費	24,299,000

	02 課税費	15,781,000
	03 徴収費	35,016,000
	04 施設整備費	1,129,000
04 生活文化スポーツ費		59,219,000
	01 生活文化スポーツ費	59,219,000
05 都市整備費		126,198,000
	01 都市整備管理費	6,467,000
	02 都市基盤整備費	17,986,000
	03 市街地整備費	54,855,000
	04 建築行政費	8,073,000
	05 住宅政策費	38,817,000
06 環境費		118,426,000
	01 環境管理費	4,098,000
	02 環境保全費	105,814,000
	03 廃棄物費	8,514,000
07 福祉保健費		1,698,873,000
	01 福祉保健管理費	13,083,000
	02 医療政策費	55,541,000
	03 保健政策費	341,400,000
	04 生活福祉費	44,631,000

科 目		金 額
款	項	
	05 高齢社会対策費	245,726,000
	06 少子社会対策費	316,884,000
	07 障害者施策推進費	214,437,000
	08 健康安全費	367,573,000
	09 都立病院支援費	41,877,000
	10 施設整備費	54,189,000
	11 地域病院費	3,532,000
08 産業労働費		569,516,000
	01 労働委員会費	671,000
	02 産業労働管理費	2,436,000
	03 商工業振興費	491,066,000
	04 農林水産費	25,685,000
	05 労働費	46,415,000
	06 施設整備費	3,243,000
09 土木費		585,509,000
	01 土木管理費	25,669,000
	02 道路橋梁費	374,221,000
	03 河川海岸費	113,355,000

	04 公園霊園費	72,264,000
10 港湾費		106,937,000
	01 港湾管理費	848,000
	02 東京港整備費	83,516,000
	03 島しょ等港湾整備費	22,573,000
11 教育費		876,381,000
	01 教育管理費	35,869,000
	02 小中学校費	470,131,000
	03 高等学校費	143,751,000
	04 特別支援学校費	86,794,000
	05 福利厚生費	951,000
	06 退職手当及年金費	46,963,000
	07 教育指導奨励費	30,058,000
	08 社会教育費	9,752,000
	09 施設整備費	52,112,000
12 学務費		239,744,000
	01 東京都公立大学法人支援費	26,637,000
	02 私立学校振興費	212,807,000
	03 育英資金費	300,000
13 警察費		658,106,000

科 目		金 額
款	項	
	01 警察管理費	527,548,667
	02 退職手当及年金費	23,199,803
	03 警察活動費	56,942,465
	04 警察施設費	50,415,065
14 消防費		253,422,000
	01 消防管理費	199,773,000
	02 消防活動費	23,473,000
	03 消防団費	3,826,000
	04 退職手当及年金費	9,508,000
	05 建設費	16,842,000
15 公債費		345,627,000
	01 公債費	345,627,000
16 諸支出金		1,840,954,000
	01 財産費	50,243,000
	02 他会計支出金	1,324,177,980
	03 収用委員会費	431,000
	04 諸費	466,102,020
17 予備費		5,000,000

	01 予備費	5,000,000		
歳	出	合	計	7,801,000,000

第 2 号 繰越明許費

(単位 千円) 18

款	項	事業名	金額
05 都市整備費			5,202,000
	02 都市基盤整備費		681,000
		1 地下高速鉄道建設助成	681,000
	03 市街地整備費		3,295,000
		1 臨海都市基盤関連街路整備	77,000
		2 都市改造	3,218,000
	05 住宅政策費		1,226,000
		1 住宅建設事業	1,133,000
		2 区市町村住宅供給助成	93,000
06 環境費			133,000
	02 環境保全費		133,000
		1 自然公園整備	119,000
		2 小笠原公園整備	14,000
08 産業労働費			1,285,000
	04 農林水産費		1,285,000
		1 林道整備及び治山事業	390,000
		2 農林災害復旧	895,000

09 土木費			46,243,000
	01 土木管理費		760,000
		1 庁舎整備	109,000
		2 土木補助	560,000
		3 生活再建資金貸付	91,000
	02 道路橋梁費		28,881,000
		1 駐車場管理	376,000
		2 道路補修	4,111,000
		3 交通安全施設	3,260,000
		4 道路災害防除	660,000
		5 道路整備	1,502,000
		6 街路整備	15,717,000
		7 橋梁整備	3,233,000
		8 小笠原道路整備	22,000
	03 河川海岸費		12,845,000
		1 河川防災	1,067,000
		2 河川環境整備	191,000
		3 中小河川整備	6,445,000
		4 高潮防御施設	4,291,000
		5 砂防海岸整備	809,000

款	項	事業名	金額
	04 公園霊園費	6 小笠原河川整備	42,000
			3,757,000
		1 公園整備	2,813,000
		2 動物園整備	390,000
		3 霊園葬儀所整備	542,000
		4 小笠原公園整備	12,000
10 港湾費			13,220,000
	02 東京港整備費		10,457,000
		1 港湾整備	4,776,000
		2 環境整備	733,000
		3 東京港廃棄物処理場建設	2,594,000
		4 海岸保全施設建設	2,354,000
	03 島しょ等港湾整備費		2,763,000
		1 港湾整備	1,371,000
		2 漁港整備	889,000
		3 海岸保全施設整備	213,000
		4 空港整備	290,000
13 警察費			241,000
	03 警察活動費		241,000

第3号の1 債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）

（単位 千円） 22

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	旧人権プラザ分館地下部解体工事实施設計委託	令和5年度	8,465
2	三宅支庁職員住宅建築工事	令和5年度	379,138
3	三宅支庁職員住宅建築工事实施設計委託	令和5年度	11,732
4	小笠原支庁庁舎改修工事	令和5年度	115,344
5	小笠原支庁職員住宅改修工事	令和5年度	86,077
6	東京都立大学晴海キャンパス改修工事	令和5年度	6,230
7	予算計数情報システムの再構築	令和5年度	103,403
8	都庁舎建物管理委託	令和5年度～令和6年度	682,364
9	都庁舎設備改修工事	令和5年度～令和6年度	1,408,705
10	都庁舎設備改修工事設計委託	令和5年度	353,565
11	公有財産関係事務に関する測量委託	令和5年度	3,640
12	点群データ取得事業業務委託	令和5年度	274,715
13	次期税務基幹システムの構築	令和5年度～令和8年度	44,964,635
14	所得税等確定申告書の閲覧等委託	令和5年度	74,106
15	大田都税事務所解体工事	令和5年度	187,142
16	公衆浴場確保浴場融資利差補助	令和5年度～令和24年度	24,493
17	公衆浴場改善資金利子補給	令和5年度～令和25年度	105,355
18	江戸東京博物館改修工事	令和5年度～令和6年度	19,900,961
19	駒沢オリンピック公園総合運動場改修工事	令和5年度	35,000

20	東京都スポーツ施設予約管理システム（仮称）の構築（体育施設）	令和 5 年 度	47,721
21	体育施設等改修工事	令和 5 年 度	564,120
22	体育施設等の整備	令和 5 年度～令和 6 年度	1,336,390
23	補助第 3 1 5 号線整備工事	令和 5 年 度	173,142
24	六町地区街路整備工事	令和 5 年 度	161,400
25	補助第 1 2 0 号線（鐘ヶ淵地区）整備工事	令和 5 年 度	120,251
26	補助第 8 3 号線（十条地区）整備工事	令和 5 年 度	92,928
27	補助第 4 6 号線（原町・洗足地区）整備工事設計委託	令和 5 年 度	16,200
28	晴海五丁目西地区基盤整備工事	令和 5 年 度	1,058,268
29	新宿駅直近地区整備工事	令和 5 年 度	176,327
30	小平合同庁舎改築工事基本設計委託	令和 5 年 度	38,560
31	区市町村住宅建設工事費補助	令和 5 年度～令和 6 年度	658,368
32	民間住宅建設資金利子補給	令和 5 年度～令和 26 年度	195,304
33	都有施設への再生可能エネルギー発電設備設置工事	令和 5 年 度	531,000
34	島しょ地域における都有施設への再生可能エネルギー発電設備等設置工事	令和 5 年 度	120,840
35	ディーゼル車買替促進融資利子及び信用保証料補助	令和 5 年度～令和 11 年度	13,435
36	環境学習ホールの整備	令和 5 年 度	138,793
37	新海面処分場内貯留池整備工事設計委託	令和 5 年 度	23,100
38	第三排水処理場耐震補強工事	令和 5 年 度	106,320
39	第三排水処理場設備更新工事	令和 5 年 度	270,000

番 号	事 項	期 間	限 度 額
40	海底圧送管整備工事設計委託	令和 5 年 度	40,670
41	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助	令和 5 年度～令和 34 年度	1,584,085
42	自立支援センター大田寮（仮称）賃貸借	令和 5 年度～令和 11 年度	939,950
43	自立支援センター江戸川寮（仮称）賃貸借	令和 5 年度～令和 11 年度	880,055
44	監察医務院空調設備改修工事	令和 5 年 度	265,375
45	広尾看護専門学校改築工事	令和 5 年度～令和 24 年度	4,286,263
46	南多摩看護専門学校改修工事	令和 5 年 度	59,701
47	島しょ保健所小笠原出張所改築工事	令和 5 年度～令和 8 年度	394,418
48	板橋キャンパスの再編整備	令和 5 年度～令和 7 年度	4,020,828
49	立川児童相談所一時保護所改築工事	令和 5 年 度	12,879
50	多摩児童相談所増築工事	令和 5 年 度	152,165
51	萩山実務学校改築工事	令和 5 年 度	78,729
52	誠明学園改修工事	令和 5 年 度	46,118
53	東村山福祉園改築工事	令和 5 年 度	61,990
54	八王子福祉園改築工事	令和 5 年度～令和 11 年度	5,395,451
55	東京国際展示場改修工事	令和 5 年 度	105,094
56	東京国際フォーラム改修工事	令和 5 年度～令和 6 年度	2,142,406
57	地域間経済交流事業業務委託	令和 5 年 度	42,075
58	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト事業業務委託	令和 5 年度～令和 6 年度	112,066

59	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業業務委託	令和 5 年度～令和 7 年度	168,099
60	青山創業促進センター運営業務委託	令和 5 年度～令和 6 年度	196,722
61	小中学校向け起業家教育推進事業業務委託	令和 5 年 度	30,000
62	高校生起業家養成プログラム事業業務委託	令和 5 年 度	65,450
63	スタートアップ総合支援拠点運営業務委託	令和 5 年度～令和 6 年度	725,810
64	中小企業デジタルトランスフォーメーション推進に係るスタートアップ支援事業業務委託	令和 5 年 度	150,453
65	先端医療機器アクセラレーションプロジェクト事業業務委託	令和 5 年度～令和 6 年度	49,943
66	中小企業等の国際展開の推進事業業務委託	令和 5 年 度	121,742
67	災害復旧資金融資等利子補給	令和 5 年度～令和 19 年度	13,122
68	就農準備支援施設（仮称）整備工事実施設計委託	令和 5 年 度	30,000
69	多様な担い手育成支援施設（仮称）整備工事基本設計委託	令和 5 年 度	40,000
70	農業近代化資金利子補給	令和 5 年度～令和 23 年度	24,609
71	林道整備工事	令和 5 年 度	46,330
72	治山工事	令和 5 年 度	82,296
73	林業近代化資金利子補給	令和 5 年度～令和 19 年度	1,864
74	漁業近代化資金利子補給	令和 5 年度～令和 27 年度	38,785
75	林道災害復旧工事	令和 5 年 度	18,288
76	職業能力開発センター訓練等業務委託	令和 5 年 度	336,600
77	再就職促進訓練等業務委託	令和 5 年度～令和 7 年度	2,607,088
78	農林総合研究センター青梅庁舎改築工事基本設計委託	令和 5 年 度	34,167

番 号	事 項	期 間	限 度 額
79	農林総合研究センター立川庁舎改築工事基本設計委託	令和 5 年 度	83,215
80	しごとセンター改修工事	令和 5 年 度	25,236
81	建設事務所等整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	597,455
82	道路整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	5,966,000
83	道路整備工事設計委託	令和 5 年 度	588,000
84	道路整備に伴う測量委託	令和 5 年 度	56,000
85	道路整備に伴う環境調査委託	令和 5 年 度	260,000
86	道路整備に伴う物件調査委託	令和 5 年 度	20,600
87	道路整備に伴う地質調査委託	令和 5 年 度	21,000
88	街路整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	10,333,650
89	街路整備工事設計委託	令和 5 年 度	1,937,000
90	街路整備に伴う測量委託	令和 5 年 度	198,000
91	街路整備に伴う環境調査委託	令和 5 年 度	589,000
92	街路整備に伴う物件調査委託	令和 5 年 度	105,000
93	街路整備に伴う地質調査委託	令和 5 年 度	66,500
94	橋梁整備工事	令和 5 年度～令和 7 年度	8,739,000
95	橋梁長寿命化工事	令和 5 年度～令和 6 年度	5,557,500
96	橋梁整備工事設計委託	令和 5 年 度	857,500
97	橋梁整備に伴う環境調査委託	令和 5 年 度	55,000

98	橋梁整備に伴う定期点検委託	令和5年度	567,000
99	駐車場改修工事	令和5年度	1,209,185
100	駐車場改修工事設計委託	令和5年度	19,515
101	道路維持工事	令和5年度	3,400,000
102	橋梁維持工事	令和5年度	1,980,000
103	道路補修工事	令和5年度	12,056,308
104	道路補修工事設計委託	令和5年度	34,300
105	道路補修に伴う測量委託	令和5年度	14,700
106	道路施設監視システム（仮称）の構築	令和5年度	63,099
107	交通安全施設工事	令和5年度	3,098,650
108	電線共同溝設置工事	令和5年度～令和6年度	2,118,000
109	交通安全施設工事設計委託	令和5年度	262,500
110	道路災害防除工事	令和5年度	1,654,700
111	道路災害防除工事設計委託	令和5年度	87,500
112	道路災害防除に伴う測量委託	令和5年度	70,000
113	道路災害防除に伴う地質調査委託	令和5年度	65,800
114	道路災害防除に伴う点検委託	令和5年度	495,000
115	河川防災工事	令和5年度	2,476,600
116	河川防災工事設計委託	令和5年度	49,000
117	河川防災に伴う測量委託	令和5年度	21,000

番 号	事 項	期 間	限 度 額
118	河川環境整備工事	令和 5 年 度	417,000
119	河川環境整備工事設計委託	令和 5 年 度	14,000
120	中小河川整備工事	令和 5 年度～令和 7 年度	55,798,200
121	中小河川整備工事設計委託	令和 5 年 度	854,000
122	中小河川整備に伴う家屋調査委託	令和 5 年 度	10,000
123	中小河川整備に伴う地質調査委託	令和 5 年 度	105,000
124	水害統計システム（仮称）の構築	令和 5 年 度	60,000
125	高潮防御施設整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	4,546,200
126	高潮防御施設耐震・耐水対策工事	令和 5 年度～令和 6 年度	15,349,000
127	高潮防御施設整備工事設計委託	令和 5 年 度	609,000
128	高潮特別警戒水位に関する調査委託	令和 5 年 度	40,000
129	砂防海岸整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	2,623,800
130	砂防海岸整備工事設計委託	令和 5 年 度	102,200
131	砂防海岸整備に伴う測量委託	令和 5 年 度	14,000
132	砂防海岸整備に伴う地質調査委託	令和 5 年 度	17,500
133	高潮浸水想定区域図に関する調査委託	令和 5 年 度	40,000
134	土砂災害警戒区域等に関する基礎調査委託	令和 5 年 度	126,000
135	小笠原河川整備工事	令和 5 年 度	278,000
136	東京都スポーツ施設予約管理システム（仮称）の構築（都立公園）	令和 5 年 度	198,837

137	公園整備工事	令和 5 年 度	5,793,400
138	公園整備工事設計委託	令和 5 年 度	385,700
139	公園整備に伴う環境調査委託	令和 5 年 度	55,600
140	公園整備に伴う保存活用計画策定業務委託	令和 5 年 度	20,000
141	公園施設設置委託	令和 5 年 度	70,000
142	練馬城址公園用地取得経費	令和 5 年度～令和 14 年度	59,500,000
143	動物園整備工事	令和 5 年 度	1,115,800
144	葛西臨海水族園（仮称）整備運営事業	令和 5 年度～令和 29 年度	44,762,000
145	霊園葬儀所整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	3,541,358
146	霊園葬儀所整備に伴う支援業務委託	令和 5 年 度	50,000
147	ふ頭建設整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	13,637,074
148	岸壁・道路改修等工事	令和 5 年 度	942,018
149	海上公園整備工事	令和 5 年 度	1,921,409
150	運河しゅんせつ工事	令和 5 年 度	55,000
151	中央防波堤外側廃棄物埋立護岸耐震補強工事	令和 5 年 度	976,248
152	新海面処分場整備工事	令和 5 年 度	4,762,620
153	防潮堤耐震化等整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	4,941,036
154	内部護岸等整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	3,808,323
155	島しょ港湾岸壁等整備工事	令和 5 年度～令和 6 年度	5,437,600
156	島しょ漁港防波堤等整備工事	令和 5 年 度	2,174,033

番号	事 項	期 間	限 度 額
157	島しょ港湾海岸保全施設整備工事	令和 5 年 度	205,000
158	島しょ等空港整備工事	令和 5 年 度	577,647
159	都立学校校舎等新改築工事	令和 5 年度～令和 12 年度	28,505,003
160	都立学校給食調理等業務委託	令和 5 年度～令和 7 年度	3,776,797
161	都立高等学校海外留学等支援業務委託	令和 5 年度～令和 7 年度	597,292
162	都立学校生徒用端末整備業務委託	令和 5 年 度	192,630
163	デジタル技術を活用した戦略的広報業務委託	令和 5 年度～令和 6 年度	199,000
164	都立特別支援学校スクールバスの運行	令和 5 年度～令和 9 年度	1,422,840
165	教職員住宅実施設計委託	令和 5 年 度	18,809
166	警察署庁舎等建物管理委託	令和 5 年度～令和 6 年度	496,526
167	運転免許証更新等業務委託	令和 5 年度～令和 7 年度	2,122,033
168	放置車両確認等事務委託	令和 5 年度～令和 7 年度	3,608,946
169	パーキングメーター等業務委託	令和 5 年度～令和 7 年度	10,322,348
170	パーキングメーター等撤去及び設置工事	令和 5 年 度	29,101
171	交通管制システム移設工事	令和 5 年 度	168,686
172	交通信号施設等整備工事	令和 5 年 度	1,743,214
173	道路標識の整備	令和 5 年 度	59,122
174	警察署庁舎等新改築工事	令和 5 年度～令和 6 年度	7,440,256
175	消防署・出張所等新改築工事	令和 5 年 度	2,033,707

合	計		464,438,649

第3号の2 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

(単位 千円) 32

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	私立学校教育振興資金融資損失補償	令和 4 年度～令和 25 年度	5,172,127
2	私立高等学校等入学支度金貸付損失補償	令和 4 年度～令和 8 年度	248,834
3	東京信用保証協会保証債務履行損失補助	令和 4 年度～令和 12 年度	—
4	地域の金融機関連携融資損失補償	令和 4 年度～令和 22 年度	40,000,000
5	動産・債権担保融資損失補償	令和 4 年度～令和 22 年度	38,400,000
6	農業災害資金融資等損失補償	令和 4 年度～令和 21 年度	50,000
合 計			83,870,961

第 4 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	生活文化スポーツ施設整備費	2,274,000	
2	都市改造費	822,000	
3	地球環境エネルギー費	3,541,000	
4	自然保護対策費	1,999,000	
5	廃棄物処理場等建設費	70,000	
6	災害援護資金貸付金	3,000	
7	福祉保健施設整備費	10,324,000	
8	産業労働施設整備費	134,000	
9	道路橋梁整備費	146,527,000	
10	河川海岸整備費	45,475,000	
11	公園等整備費	24,961,000	
12	東京港整備費	10,904,000	
13	東京港海岸保全費	7,010,000	

番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
14	東京港埠頭株式会社貸付金	1,479,000	
15	島しょ等港湾整備費	5,132,000	
16	都立学校整備費	18,219,000	
17	社会教育施設等整備費	103,000	
18	私立学校振興費	1,507,000	
19	警察施設整備費	8,283,000	
20	消防施設整備費	5,801,000	
合 計		294,568,000	

第 2 号 議 案

令和 4 年度東京都特別区財政調整会計予算

令和4年度東京都特別区財政調整会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都特別区財政調整会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,109,337,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円) 38

科 目		金 額
款	項	
01 繰入金		1,109,336,980
	01 一般会計繰入金	1,109,336,980
02 諸収入		10
	01 都預金利子	10
03 繰越金		10
	01 繰越金	10
歳 入 合 計		1,109,337,000

科目		金額
款	項	
01 特別区交付金		1,109,337,000
	01 特別区財政調整交付金	1,109,337,000
歳出	合計	1,109,337,000

第 3 号 議 案

令和 4 年度東京都地方消費税清算会計予算

令和4年度東京都地方消費税清算会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都地方消費税清算会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入2,543,746,264千円、歳出2,285,302,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 44

科 目		金 額
款	項	
01	地方消費税	1,860,707,000
	01 地方消費税	1,860,707,000
02	諸収入	443,519,000
	01 地方消費税清算金収入	443,518,000
	02 都預金利子	1,000
03	繰越金	239,520,264
	01 繰越金	239,520,264
歳 入 合 計		2,543,746,264

[illegible]

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 地方消費税清算費		2,285,302,000
	01 地方消費税清算費	2,285,302,000
歳 出	合 計	2,285,302,000
歳入歳出差引残額 258,444,264千円		

第 4 号 議 案

令和 4 年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算

令和4年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

50

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	8,562
	01 貸付金元利収入	8,562
02	諸収入	200
	01 都預金利子	199
	02 雑入	1
03	繰越金	363,238
	01 繰越金	363,238
歳 入 合 計		372,000

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		372,000
	01 貸付費	372,000
歲 出 合 計		372,000

第 5 号 議 案

令和 4 年度東京都国民健康保険事業会計予算

令和4年度東京都国民健康保険事業会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都国民健康保険事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,106,469,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

56

科 目		金 額
款	項	
01 分担金及負担金		454,949,830
	01 負担金	454,949,830
02 国庫支出金		304,328,353
	01 国庫負担金	264,840,574
	02 国庫補助金	39,487,779
03 療養給付費等交付金		2
	01 療養給付費等交付金	2
04 前期高齢者交付金		236,078,366
	01 前期高齢者交付金	236,078,366
05 共同事業交付金		2,675,210
	01 共同事業交付金	2,675,210
06 財産収入		3,317
	01 財産運用収入	3,317
07 繰入金		91,063,136
	01 繰入金	91,063,136
08 諸収入		746,062
	01 都預金利子	1
	02 貸付金元利収入	1

第 6 号 議 案

令和 4 年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

令和4年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,372,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

62

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		3,586,074
	01 返還金	3,578,716
	02 利子収入	6,966
	03 契約違約金	392
02 繰入金		133,764
	01 一般会計繰入金	133,764
03 諸収入		10
	01 都預金利子	9
	02 雑入	1
04 繰越金		652,152
	01 繰越金	652,152
歳 入 合 計		4,372,000

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		4,372,000
	01 貸付費	4,372,000
歲 出 合 計		4,372,000

第 7 号 議 案

令和 4 年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

令和4年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都心身障害者扶養年金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,544,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 68

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		24,000
	01 財産運用収入	24,000
02 繰入金		3,519,994
	01 基金繰入金	3,519,994
03 諸収入		5
	01 都預金利子	4
	02 雑入	1
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,544,000

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 扶養年金費		3,544,000
	01 扶養年金費	3,544,000
歳 出 合 計		3,544,000

第 8 号 議 案

令和 4 年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構
貸付等事業会計予算

令和4年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,323,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（工事請負契約）」による。

（都債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

74

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		11,505,910
	01 公債費負担金	7,952,805
	02 施設整備費負担金	3,553,105
02 繰入金		29,089
	01 繰入金	29,089
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 都債		6,788,000
	01 都債	6,788,000
歳 入 合 計		18,323,000

科 目		金 額
款	項	
01 貸付等事業費		18,323,000
	01 貸付等事業費	18,323,000
歳 出 合 計		18,323,000

第2号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円) 76

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	大塚病院改修工事	令 和 5 年 度	1,283,926
2	荏原病院空調設備改修工事	令 和 5 年 度	319,800
3	荏原病院熱源機器設備等改修工事	令 和 5 年 度	200,518
合 計			1,804,244

第 3 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	貸付等事業費	6,788,000	(3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
			イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
			ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。
			本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
			エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
			オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

第 9 号 議 案

令和 4 年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

令和4年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ609,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

82

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		489,100
	01 貸付金元利収入	489,000
	02 契約違約金	100
02 繰入金		25,000
	01 一般会計繰入金	25,000
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 都債		80,000
	01 都債	80,000
05 繰越金		14,899
	01 繰越金	14,899
歳 入 合 計		609,000

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		609,000
	01 助成費	609,000
歳 出 合 計		609,000

第 2 号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	普通貸借の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。
1	中小企業設備導入等資金	80,000	(3) 利率 年5.35%以内
			(4) 償還の方法 独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。

第 1 0 号 議 案

令和 4 年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

令和4年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

88

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		1,517
	01 貸付金元金収入	1,516
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		48,485
	01 繰越金	48,485
歳 入 合 計		51,000

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		51,000
	01 助成費	51,000
歲 出 合 計		51,000

第 1 1 号 議 案

令和 4 年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

令和４年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和４年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４８，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

令和４年２月１６日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

94

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		5,861
	01 貸付金元金収入	5,860
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		41,141
	01 繰越金	41,141
歳 入	合 計	48,000

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		48,000
	01 助成費	48,000
歳 出 合 計		48,000

第 1 2 号 議 案

令和 4 年度東京都と場会計予算

令和４年度東京都と場会計予算

予 算 総 則

令和４年度東京都と場会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，１１８，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第２号債務負担行為（工事請負契約）」による。

（都債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３号都債」による。

令和４年２月１６日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 100

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		1,358,009
	01 使用料	1,357,771
	02 手数料	238
02 繰入金		3,857,000
	01 一般会計繰入金	3,857,000
03 諸収入		57,990
	01 都預金利子	5
	02 物品売払代金	1
	03 雑入	57,984
04 都債		845,000
	01 都債	845,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		6,118,000

科 目		金 額
款	項	
01 と場事業費		6,118,000
	01 と場事業費	6,118,000
歳 出 合 計		6,118,000

第 2 号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円) 102

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	水処理センター分配槽改修工事	令 和 5 年 度	47,800
2	水処理センター中央監視制御設備改修工事	令 和 5 年 度	171,600
合 計			219,400

第 3 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法	
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。	
1	と場事業費	845,000	証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。	
			(3) 利率	
			年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内	
			(4) 償還の方法	
			起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。	
			(5) その他	
			ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。	
			イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。	
			ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。	
			本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。	
			エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。	
			オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。	

第 1 3 号 議 案

令和 4 年度東京都都営住宅等事業会計予算

令和4年度東京都都営住宅等事業会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都都営住宅等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176,588,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約)」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 108

科 目		金 額
款	項	
01 分担金及負担金		72,099
	01 負担金	72,099
02 使用料及手数料		66,777,547
	01 使用料	66,777,151
	02 手数料	396
03 国庫支出金		35,185,175
	01 国庫負担金	34,538,099
	02 国庫補助金	647,076
04 財産収入		2,395,731
	01 財産運用収入	2,395,731
05 繰入金		31,449,515
	01 一般会計繰入金	28,414,714
	02 特別会計繰入金	2,300,000
	03 公営企業会計繰入金	734,801
06 諸収入		4,589,932
	01 都預金利子	50
	02 受託事業収入	319,589
	03 雑入	4,270,293

07 都債		36,118,000		
	01 都債	36,118,000		
08 繰越金		1		
	01 繰越金	1		
歳	入	合	計	176,588,000

第2号 繰越明許費

款	項	事業名	金額
01 都営住宅等事業費			18,588,000
	01 都営住宅等事業費		18,588,000
		1 住宅建設事業	18,588,000

第3号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円) 112

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	公営住宅建設工事	令和 5 年度～令和 7 年度	46,206,000
2	都営住宅耐震改修工事	令和 5 年度～令和 6 年度	668,000
3	小笠原住宅建設工事	令和 5 年度～令和 7 年度	920,400
4	地域開発整備事業併存施設建設工事	令和 5 年度～令和 6 年度	584,089
合 計			48,378,489

第 4 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	都営住宅等事業費	36,118,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

第 1 4 号 議 案

令和 4 年度東京都都営住宅等保証金会計予算

令和4年度東京都都営住宅等保証金会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,829,000千円、歳出2,973,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 118

科 目		金 額
款	項	
01 保証金収入		722,000
	01 住宅保証金収入	538,000
	02 定期借地権保証金収入	184,000
02 繰入金		1,880,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	1,880,000
03 諸収入		1,000
	01 住宅保証金利子収入	900
	02 定期借地権保証金利子収入	100
04 繰越金		8,226,000
	01 繰越金	8,226,000
歳 入 合 計		10,829,000

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 返還金		673,000
	01 住宅保証金返還金	672,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02 繰出金		2,300,000
	01 繰出金	2,300,000
歳 出 合 計		2,973,000
歳入歳出差引残額		7,856,000千円

第 1 5 号 議 案

令和 4 年度東京都都市開発資金会計予算

令和４年度東京都都市開発資金会計予算

予 算 総 則

令和４年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，５１３，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（都債）

第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２号都債」による。

令和４年２月１６日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 124

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		6,508,848
	01 財産運用収入	28,621
	02 財産売却収入	6,480,227
02 繰入金		3,500
	01 一般会計繰入金	3,500
03 諸収入		651
	01 都預金利子	650
	02 雑入	1
04 都債		1,000,000
	01 都債	1,000,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入	合 計	7,513,000

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		7,513,000
	01 用地費	7,513,000
歲 出 合 計		7,513,000

第 2 号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	普通貸借の方法により政府から起債する。
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率 年8.5%以内
			(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

第 1 6 号 議 案

令和 4 年度東京都用地会計予算

令和４年度東京都用地会計予算

予 算 総 則

令和４年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の総額及び区分）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２２，８１８，０００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１号歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２号繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条 地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為のうち、物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第３号債務負担行為（物件購入契約等）」による。

（都債）

第４条 地方自治法第２３０条第１項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４号都債」による。

令和４年２月１６日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 130

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		2,036,210
	01 財産運用収入	1
	02 財産売払収入	2,036,209
02 繰入金		8,374,000
	01 一般会計繰入金	8,374,000
03 諸収入		104
	01 都預金利子	103
	02 雑入	1
04 都債		9,960,000
	01 都債	9,960,000
05 繰越金		2,447,686
	01 繰越金	2,447,686
歳 入 合 計		22,818,000

科 目		金 額
款	項	
01 用地費		22,818,000
	01 用地買收費	22,818,000
歲 出 合 計		22,818,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円) 132

款	項	事業名	金額
01 用地費			280,000
	01 用地買収費		280,000
		1 公共用地先行取得	280,000

第3号 債務負担行為（物件購入契約等）

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	諸用地先行取得事務に関する測量委託	令 和 5 年 度	45,061

第 4 号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	
1	公共用地先行取得費	9,960,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。 (3) 利率 年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内 (4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。 (5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

第 1 7 号 議 案

令和 4 年度東京都公債費会計予算

令和4年度東京都公債費会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,092,348,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 1 号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円) 138

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		1,407,648
	01 財産運用収入	1,407,648
02 繰入金		877,805,721
	01 繰入金	877,805,721
03 諸収入		547,631
	01 都預金利子	1,999
	02 雑入	545,632
04 都債		212,587,000
	01 都債	212,587,000
歳 入	合 計	1,092,348,000

科 目		金 額
款	項	
01 公債費		1,092,348,000
	01 公債費	1,092,348,000
歲 出 合 計		1,092,348,000

第 2 号 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）

(単位 千円) 140

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	令和 4 年度～令和 44 年度	—

第 3 号 都債

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法		
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。		
1	一般会計借換資	190,896,000	(3) 利率		
2	都営住宅等事業会計借換資	21,691,000	年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内		
合 計		212,587,000	(4) 償還の方法		
			起債のときから据置期間を含め 3 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。		
			(5) その他		
			ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。		
			イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。		
			ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。		
			エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。		
			オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。		

第 1 8 号 議 案

令和 4 年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

令和4年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

令和4年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入3,291,649千円、歳出1,401,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(工事請負契約)」による。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第1号 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円) 146

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		23
	01 手数料	23
02 繰入金		978,934
	01 一般会計繰入金	60
	02 公営企業会計繰入金	978,874
03 諸収入		7,523
	01 都預金利子	3
	02 雑入	7,520
04 繰越金		2,305,169
	01 繰越金	2,305,169
歳 入	合 計	3,291,649

歳出

科 目		金 額
款	項	
01 臨海都市基盤整備費		1,401,000
	01 臨海都市基盤整備費	1,401,000
歳 出 合 計		1,401,000
歳入歳出差引残額		1,890,649千円

第 2 号 繰越明許費

(単位 千円) 148

款	項	事業名	金額
01 臨海都市基盤整備費			225,000
	01 臨海都市基盤整備費		225,000
		1 臨海都市基盤整備	225,000

第 3 号 債務負担行為（工事請負契約）

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	豊洲地区整備工事	令 和 5 年 度	90,041

第 1 9 号 議 案

令和4年度東京都病院会計予算

令和4年度東京都病院会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 患者数

普通	入院	3,726床	延	304,395人	外来	1日	6,605人	延	488,770人
精神	入院	1,074床	延	87,997人	外来	1日	600人	延	44,400人
結核	入院	31床	延	1,547人	外来	1日	30人	延	2,220人
感染症	入院	69床	延	273人	外来	1日	一人	延	一人
合計	入院	4,900床	延	394,212人	外来	1日	7,235人	延	535,390人

2 主要な建設改良事業

多摩総合医療センター内視鏡室等改修工事	421,124千円
---------------------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	46,213,000千円
第1項 医業収益	40,472,601千円
第2項 医業外収益	5,740,399千円
収入合計	46,213,000千円

支出

第1款 病院事業費用	46,213,000千円
第1項 医業費用	45,583,111千円
第2項 医業外費用	629,889千円

支出合計

46,213,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,440,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	28,000千円
第1項 その他資本収入	28,000千円
収入合計	28,000千円

支出

第1款 資本的支出	2,468,000千円
第1項 建設改良費	2,468,000千円
支出合計	2,468,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大塚病院改修工事	令和4年度～令和5年度	1,283,926千円
病院管理運営事業	令和4年度	17,522,051千円
病院建設改良事業	令和4年度	859,478千円
合 計		19,665,455千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は10,675,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は7,300,000千円と定める。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 0 号 議 案

令和 4 年度東京都中央卸売市場会計予算

令和４年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第１条 令和４年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第２条 業務の予定量は、次のとおりとする。

１ 年間取扱数量及び金額

水産物	５０９，０００ｔ	４，７８６億円
青果物	１，８１４，０００ｔ	７，４６０億円
畜産物	７８，０００ｔ	１，１７４億円
花き	１，１８６，０００千本	８７６億円

２ 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	１５３，６９３㎡
仲卸業者売場	３９，９６５㎡
事務所	１１５，９２８㎡
その他	３８８，３８１㎡

(収益的収入及び支出)

第３条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第１款 市場事業収益	２２，４７０，０００千円
第１項 営業収益	１７，４４０，５４８千円
第２項 営業外収益	５，０２９，４５２千円
収入合計	２２，４７０，０００千円

支出

第１款 市場事業費	４３，４７５，０００千円
-----------	--------------

第1項 営業費用	32,883,512千円
第2項 営業外費用	3,134,805千円
第3項 特別損失	7,455,683千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	43,475,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 市場資本的支出	10,691,000千円
第1項 建設改良費	3,888,457千円
第2項 企業債償還金	6,784,000千円
第3項 投資	9,000千円
第4項 国庫補助金返納金	9,543千円
支出合計	10,691,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大田市場会館解体工事	令和5年度～令和6年度	1,377,000千円
旧築地市場解体工事	令和5年度～令和6年度	457,000千円
旧築地市場仮囲い設置工事	令和5年度	51,000千円
市場建設改良事業	令和5年度～令和7年度	3,411,000千円
合 計		5,296,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は2,996,000千円である。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 1 号 議 案

令和 4 年度東京都都市再開発事業会計予算

令和4年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

施設建築物工事 1,360,120千円

公共施設工事 20,110千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益 82,429千円

第1項 営業外収益 82,429千円

収入合計 82,429千円

支出

第1款 都市再開発事業費用 10,000千円

第1項 営業費用 8,689千円

第2項 営業外費用 1,311千円

支出合計 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,777千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 7,075,223千円

第1項	一般会計負担金	1, 3 2 0千円
第2項	公営企業会計負担金	2, 4 2 8, 0 0 0千円
第3項	国庫補助金	1, 3 5 2, 0 6 8千円
第4項	都市再開発事業収入	3, 2 4 1, 3 6 9千円
第5項	雑収入	5 2, 4 6 6千円
	収入合計	7, 0 7 5, 2 2 3千円

支出

第1款	資本の支出	7, 0 7 8, 0 0 0千円
第1項	都市再開発事業費	4, 7 0 6, 4 7 8千円
第2項	長期借入金償還金	2, 3 6 6, 0 0 0千円
第3項	建設利息	1 1 9千円
第4項	国庫補助金返還金	5, 4 0 3千円
	支出合計	7, 0 7 8, 0 0 0千円

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 2 号 議 案

令和 4 年度東京都臨海地域開発事業会計予算

令和4年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 埋立地の処分	処分面積	66,175㎡
2 埋立地の賃貸	貸付面積	1,544,153㎡
3 主要な建設改良事業		
埋立地造成事業		1,273,000千円
環境整備事業		61,000千円
道路橋梁整備事業		1,000千円
埋立改良事業		3,371,000千円
臨海副都心建設事業		4,430,000千円
臨海副都心改良事業		591,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 開発事業収益	42,082,000千円
第1項 営業収益	39,099,241千円
第2項 営業外収益	2,982,749千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	42,082,000千円

支出

第1款 開発事業費用	28,031,000千円
------------	--------------

第1項 営業費用	26,721,000千円
第2項 営業外費用	1,309,990千円
第3項 特別損失	10千円
支出合計	28,031,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,725,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 雑収入	1,000千円
収入合計	1,000千円

支出

第1款 資本的支出	10,726,000千円
第1項 埋立事業費	10,726,000千円
支出合計	10,726,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
埋立造成事業	令和5年度～令和6年度	4,764,000千円
埋立改良事業	令和5年度	1,650,000千円
埋立諸事業	令和5年度	2,000千円
臨海副都心建設事業	令和5年度	1,161,000千円
臨海副都心改良事業	令和5年度	1,662,000千円
臨海副都心諸事業	令和5年度	4,000千円
合 計		9,243,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 福祉インフラ整備事業負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は16,940千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 3 号 議 案

令和 4 年度東京都港湾事業会計予算

令和4年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港湾施設管理運営事業

荷役機械	3基
上屋	33棟
貯木場	904,747㎡

2 主要な建設改良事業

港湾施設整備事業	1,698,280千円
港湾施設改良事業	403,977千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,973,000千円
第1項 営業収益	4,413,544千円
第2項 営業外収益	559,446千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,973,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	4,051,000千円
第1項 営業費用	3,774,000千円
第2項 営業外費用	276,990千円

第3項 特別損失	10千円
----------	------

支出合計	4,051,000千円
------	-------------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,454,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	817,000千円
-----------	-----------

第1項 企業債	816,000千円
---------	-----------

第2項 雑収入	1,000千円
---------	---------

収入合計	817,000千円
------	-----------

支出

第1款 資本的支出	3,271,000千円
-----------	-------------

第1項 建設改良費	2,102,257千円
-----------	-------------

第2項 投資	1,161,600千円
--------	-------------

第3項 企業債費	7,143千円
----------	---------

支出合計	3,271,000千円
------	-------------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管理運営事業	令和5年度	180,000千円
港湾施設の撤去	令和5年度	763,000千円
港湾施設整備事業	令和5年度	2,665,000千円
港湾施設改良事業	令和5年度	893,000千円
合 計		4,501,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

東京港埠頭株式会社貸付金

816,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は740千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 4 号 議 案

令和 4 年度東京都交通事業会計予算

令和4年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1, 509両	44, 373千km	202, 471千人	554, 715人
乗合	1, 501両	44, 193千km	202, 256千人	554, 126人
貸切	8両	180千km	215千人	589人
軌道事業	33両	1, 462千km	15, 572千人	42, 663人
新交通事業	100両	8, 087千km	29, 901千人	81, 921人
懸垂電車事業	0両	0千km	0千人	0人

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	自動車運送事業収益	42, 318, 000千円
	第1項 営業収益	40, 456, 000千円
	第2項 営業外収益	1, 862, 000千円
第2款	軌道事業収益	11, 307, 000千円
	第1項 営業収益	3, 044, 000千円
	第2項 営業外収益	8, 263, 000千円
第3款	新交通事業収益	7, 531, 000千円
	第1項 営業収益	6, 067, 000千円
	第2項 営業外収益	1, 464, 000千円

収入合計	61,156,000千円
支出	
第1款 自動車運送事業費	46,795,000千円
第1項 営業費用	44,905,000千円
第2項 営業外費用	1,870,000千円
第3項 特別損失	20,000千円
第2款 軌道事業費	11,509,000千円
第1項 営業費用	3,232,000千円
第2項 営業外費用	8,277,000千円
第3款 新交通事業費	8,190,000千円
第1項 営業費用	6,522,000千円
第2項 営業外費用	1,668,000千円
支出合計	66,494,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,016,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	5,147,000千円
第1項 企業債	5,000,000千円
第2項 一般会計補助金	13,444千円
第3項 財産収入	72,100千円
第4項 雑収入	61,456千円
第2款 軌道事業資本的収入	103,000千円
第1項 企業債	103,000千円
第3款 新交通事業資本的収入	5,991,000千円

第1項 企業債	5, 220, 000千円
第2項 一般会計出資金	771, 000千円
収入合計	11, 241, 000千円

支出

第1款 自動車運送事業資本的支出	7, 147, 000千円
第1項 建設改良費	5, 147, 000千円
第2項 企業債償還金	2, 000, 000千円
第2款 軌道事業資本的支出	103, 000千円
第1項 建設改良費	103, 000千円
第3款 新交通事業資本的支出	7, 007, 000千円
第1項 建設改良費	3, 855, 000千円
第2項 企業債償還金	3, 152, 000千円
支出合計	14, 257, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	令和5年度	2, 400, 000千円
軌道改良事業	令和5年度	86, 000千円
軌道補修事業	令和5年度	54, 000千円
軌道受託工事	令和5年度～令和7年度	4, 712, 000千円
新交通改良事業	令和5年度～令和7年度	3, 250, 000千円
新交通補修事業	令和5年度	528, 000千円
合 計		11, 030, 000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

建設改良事業	8, 1 8 7, 0 0 0 千円
借換資	2, 1 3 6, 0 0 0 千円
合 計	1 0, 3 2 3, 0 0 0 千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年 9. 9 %以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年 1 5. 0 %以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め 4 0 年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第 1 号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第 1 号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第 1 号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は 1 3, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(他会計からの補助金)

第 8 条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は 1, 3 8 9, 4 4 4 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は 2 0 6, 0 0 0 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 10 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
車 両	乗合自動車	9 7 両

令和 4 年 2 月 16 日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 5 号 議 案

令和 4 年度東京都高速電車事業会計予算

令和4年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1, 2 4 6 両
2 年間走行距離	1 2 4, 8 5 7 千km
3 年間輸送人員	8 2 9, 0 6 8 千人
4 一日平均輸送人員	2, 2 7 1, 4 1 9 人
5 主要な建設改良事業	
大江戸線環状部施設買取	2 0, 0 0 0, 0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	1 5 2, 3 9 4, 0 0 0 千円
第1項 営業収益	1 3 8, 2 7 3, 0 0 0 千円
第2項 営業外収益	1 4, 1 2 1, 0 0 0 千円
収入合計	1 5 2, 3 9 4, 0 0 0 千円

支出

第1款 高速電車事業費	1 5 4, 3 9 8, 0 0 0 千円
第1項 営業費用	1 4 4, 1 7 5, 0 0 0 千円
第2項 営業外費用	1 0, 2 2 3, 0 0 0 千円
支出合計	1 5 4, 3 9 8, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額33,236,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。）

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	62,572,000千円
第1項 企業債	33,000,000千円
第2項 一般会計出資金	12,153,000千円
第3項 国庫補助金	1,350,997千円
第4項 一般会計補助金	1,501,107千円
第5項 有価証券償還金収入	12,200,000千円
第6項 貸付金返還金	2,366,000千円
第7項 雑収入	896千円
収入合計	62,572,000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	95,808,000千円
第1項 建設改良費	63,200,000千円
第2項 企業債償還金	20,578,000千円
第3項 投資	12,000,000千円
第4項 雑支出	30,000千円
支出合計	95,808,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下鉄改良事業	令和5年度～令和8年度	57,503,000千円
地下鉄補修事業	令和5年度～令和8年度	6,939,000千円
地下鉄受託工事	令和5年度～令和6年度	870,000千円

合 計

65,312,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業

31,583,000千円

地下鉄特例債

1,417,000千円

合 計

33,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は37,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は4,176,107千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,139,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
工作物	地下鉄施設	一 式

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 6 号 議 案

令和 4 年度東京都電気事業会計予算

令和4年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	106,280MWh
3 一日平均販売電力量	291,178kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	1,237,000千円
第1項 営業収益	1,208,000千円
第2項 営業外収益	29,000千円
収入合計	1,237,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,484,000千円
第1項 営業費用	1,342,000千円
第2項 営業外費用	142,000千円
支出合計	1,484,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	149,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	149,000千円
支出合計	149,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電改良事業	令和5年度	90,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 7 号 議 案

令和 4 年度東京都水道事業会計予算

令和4年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1, 546, 870, 000 m ³
2 一日平均配水量	4, 238, 000 m ³
3 給水件数	7, 866, 000 件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	21, 500, 000 千円
送配水施設整備事業	151, 400, 000 千円
給水設備整備事業	11, 100, 000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	373, 346, 000 千円
第1項 営業収益	351, 864, 000 千円
第2項 営業外収益	14, 225, 000 千円
第3項 特別利益	7, 257, 000 千円
収入合計	373, 346, 000 千円

支出

第1款 水道経営費	353, 686, 000 千円
第1項 営業費用	337, 076, 000 千円
第2項 営業外費用	16, 610, 000 千円

支出合計

353,686,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,258,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	49,795,000千円
第1項 企業債	45,739,000千円
第2項 国庫補助金	117,000千円
第3項 一般会計出資金	584,000千円
第4項 固定資産売却収入	568,000千円
第5項 その他資本収入	2,787,000千円
収入合計	49,795,000千円

支出

第1款 資本的支出	173,053,000千円
第1項 建設改良費	153,899,000千円
第2項 企業債償還金	19,154,000千円
支出合計	173,053,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	令和5年度～令和8年度	130,510,000千円
水道維持管理事業	令和5年度～令和9年度	1,131,000千円
水道施設補修事業	令和5年度～令和7年度	60,935,000千円
徴収事務委託事業	令和5年度～令和9年度	10,483,000千円
受託事業	令和5年度	857,000千円

合 計

203,916,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業

43,640,000千円

借換資

2,099,000千円

合 計

45,739,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は177,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
建 物	事務所 千代田区神田須田町二丁目5番1他	5,921 m ²
建 物	事務所 渋谷区代々木三丁目20番5他	1,862 m ²

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処分の態様
建 物	事務所 渋谷区代々木二丁目7番8先他	6,354 m ²	売 払 い

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 8 号 議 案

令和4年度東京都工業用水道事業会計予算

令和4年度東京都工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1, 825, 000 m ³
2 一日平均配水量	5, 000 m ³
3 給水件数	18件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	16, 976, 000千円
第1項 営業収益	159, 000千円
第2項 営業外収益	2, 072, 000千円
第3項 特別利益	14, 745, 000千円
収入合計	16, 976, 000千円

支出

第1款 工業用水道経営費	12, 238, 000千円
第1項 営業費用	2, 593, 000千円
第2項 営業外費用	19, 000千円
第3項 特別損失	9, 626, 000千円
支出合計	12, 238, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	資本的収入	2, 4 2 4, 0 0 0千円
第1項	一般会計出資金	1 1 7, 0 0 0千円
第2項	固定資産売却収入	2, 3 0 7, 0 0 0千円
	収入合計	2, 4 2 4, 0 0 0千円

支出

第1款	資本的支出	1, 5 9 9, 0 0 0千円
第1項	建設改良費	1 4 9, 0 0 0千円
第2項	国庫補助金返還金	1, 4 5 0, 0 0 0千円
	支出合計	1, 5 9 9, 0 0 0千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は8, 0 0 0, 0 0 0千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は1, 4 6 6, 0 0 0千円である。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子

第 2 9 号 議 案

令和 4 年度東京都下水道事業会計予算

令和4年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,189,598m
(2) ポンプ所年間揚水量	891,000,000m ³
(3) 年間処理水量	1,788,000,000m ³
(4) 料金徴収基準数	6,007,344件
(5) 主要な建設改良事業 下水道建設事業	180,000,000千円

2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,190m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,970,000m ³
(3) 年間処理水量	381,000,000m ³
(4) 主要な建設改良事業 流域下水道建設事業	14,500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	363,757,000千円
第1項 営業収益	289,823,000千円
第2項 営業外収益	73,934,000千円

第2款	流域下水道事業収益	34,552,000千円
第1項	営業収益	20,095,000千円
第2項	営業外収益	14,457,000千円
	収入合計	398,309,000千円

支出

第1款	下水道管理費	339,325,000千円
第1項	営業費用	327,548,000千円
第2項	営業外費用	11,677,000千円
第3項	予備費	100,000千円
第2款	流域下水道経営費	35,544,000千円
第1項	営業費用	35,095,000千円
第2項	営業外費用	449,000千円
	支出合計	374,869,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額169,678,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款	下水道事業資本的収入	166,819,000千円
第1項	企業債	88,423,000千円
第2項	一般会計出資金	24,679,000千円
第3項	国庫補助金	51,048,000千円
第4項	建設収入	335,862千円
第5項	その他資本収入	2,333,138千円
第2款	流域下水道事業資本的収入	14,125,000千円
第1項	企業債	1,184,000千円

第2項	一般会計出資金	1,000千円
第3項	国庫補助金	8,851,000千円
第4項	市町村負担金収入	4,052,000千円
第5項	固定資産売却収入	14,000千円
第6項	代替地売却収入	23,000千円
	収入合計	180,944,000千円

支出

第1款	下水道事業資本的支出	330,585,000千円
	第1項 下水道建設改良費	217,000,000千円
	第2項 企業債償還金	113,585,000千円
第2款	流域下水道事業資本的支出	20,037,000千円
	第1項 流域下水道改良費	2,500,000千円
	第2項 流域下水道建設費	14,500,000千円
	第3項 企業債償還金	3,029,000千円
	第4項 生活再建対策事業費	8,000千円
	支出合計	350,622,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	令和5年度～令和8年度	197,610,000千円
下水道維持管理事業	令和5年度～令和8年度	10,733,000千円
下水道施設補修事業	令和5年度～令和7年度	9,848,000千円
流域下水道建設改良事業	令和5年度～令和8年度	20,713,000千円
流域下水道維持管理事業	令和5年度～令和8年度	7,649,000千円
流域下水道施設補修事業	令和5年度	1,000,000千円

合 計

247,553,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業

87,363,000千円

流域下水道建設事業

894,000千円

借換資

1,350,000千円

合 計

89,607,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を

発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は127,691,941千円である。

令和4年2月16日提出

東京都知事 小 池 百 合 子



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。